

表10 令和3年度 情報公開及び個人情報保護審査会諮問事件一覧表

諮問番号	審査請求対象情報(公文書)	実施機関	申立年月日	審査状況	答申内容	審査請求に対する決定	
		原 処 分	諮問年月日			決定年月日	決定内容
令和2年度 諮問第1号	阿須山中土地有効活用事業に関する飯能市が所有する全ての書類等	市 長 (管財課)	R3.2.5	R3.6.9	実施機関が本件文書開示請求を権利の濫用として却下したのは妥当であり、棄却すべきである。	R3.7.7	棄却
		却下	R3.3.23	答申			
令和2年度 諮問第2号	土地賃貸借契約書 (阿須山中土地有効活用事業)	市 長 (管財課)	R3.2.5	R3.6.9	(1) 本件開示請求が権利の濫用に該当する旨の認定は誤っており、審査請求人の本件開示請求を却下した決定は違法であり、取り消されるべきである。 (2) 実施機関は、本件開示対象文書について開示決定を行うべきである。但し、対象文書に条例所定の不開示部分が存在する場合にはその部分を不開示とした上で開示決定すべきである。	R3.7.7	取消し
		却下	R3.3.23	答申			